

西条市社会福祉協議会 出前講座事業 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の求めに応じ西条市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員や地域福祉の推進に熱意のあるボランティアの方を講師として派遣し、当該講師が担当する分野についての講座や実習等を実施することにより、市民の福祉への理解、地域福祉の推進を振興し、併せて本会に関する理解を深め、支え合いのまちづくりにおける市民との協働を推進することを目的とする。

(名称)

第2条 この講座の名称は、西条市社会福祉協議会 出前講座（以下「出前講座」という。）とする。

(対象)

第3条 出前講座は、市内に在住する者又は市内に通勤・通学する者で構成する10人以上の企業・団体を対象とする。

(内容)

第4条 出前講座の内容は会長が別に定める。

2 前項に規定する項目以外の講座の開催について要望が出された場合は、可能な限り要望に沿うよう努めるものとする。

(実施時間及び場所)

第5条 出前講座は、1講座90分以内とし、平日の午前9時から午後9時までの間で申込のあった時間に実施する。

2 出前講座の実施場所は、市内に限るものとする。

(運営等)

第6条 出前講座の運営、進行等は当該団体が行わなければならない。

(申し込み等)

第7条 出前講座を受講しようとする企業・団体の代表者（以下「申込者」という。）は、受講しようとする日の1ヶ月前までに、出前講座申込書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

2 出前講座を受講するために必要な施設は、申込者の責任において用意するものとする。

(決定)

第8条 会長は、前条第1項の申込があったときは、受講の可否を決定し、出前講座受講決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(受講の制限)

第9条 会長は、次の各号の一に該当するときは、出前講座の受講を許可しない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、出前講座が適当ではないとき。

(変更等の届出)

第10条 第7条の規定により出前講座の受講の決定を受けたものは、実施日時、場所その

他の申込事項を変更しようとするとき、又は出前講座の受講を取りやめようとするときは、速やかに会長に届け出て、会長の承認を受けなければならない。

(費用)

第11条 出前講座の受講に係る費用は、無料とする。ただし、教材費その他の実費は、企業・団体の負担とする。

(事務局)

第12条 出前講座の事務局は、地域福祉課とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。